

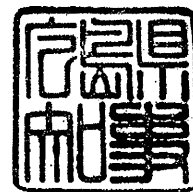


平成 29 年 7 月 31 日

広島県国民健康保険運営協議会会長 様

広島県知事

〒730-8511 広島市中区基町 10-52
国保県単位化推進担当



広島県国民健康保険運営方針案について。(諮問)

このことについて、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）附則第 9 条の規定に基づき、同法第 4 条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 11 条第 1 項及び第 3 項によって、貴会の意見を求めます。